回 覧　回覧に御協力願います。

令和８年11月６日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜 水 産 安 全 管 理 課

獣医師法第 22 条に基づく届出について

全ての獣医師は、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 22 条に基づき２年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられております。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師は、令和８年 12 月 31 日現在の状況を、令和９年１月１日～１月 31 日の期間に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ届け出なければなりません。

なお、紙媒体での届出に加えて、農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請 2.0）によるオンラインでの届出も受け付けます。届出の様式及び記載方法については、農林水産省ホームページで御確認頂けます。

＜届出様式や記載方法について＞
「獣医師　届出」で検索
農林水産省ホームページ　http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html

獣医師免許をお持ちの皆様へ

氏名、住所、就業状況等の情報を、お住まいの都道府県に届け出てください。

◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付け**られています。

◎ **令和８年度は届出が必要**です。

◎ 届出様式に令和8年12月31日現在の状況を記入の上、**令和9年1月1日から1月31日まで**に、**お住まいの都道府県に提出**してください。

※届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL又は右上の二次元コード）に掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html

オンラインで届出できます!
詳しくはこちら

獣医師　届出　検索

- 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- 期日を過ぎての届出はできません。また、届出を忘れた場合等の問い合わせにも応じられません。
- 本届出は獣医師の分布、就業状況等を的確に把握したり、獣医療に関する通知等の情報配信等のために利用されます。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。
詳細は、農林水産省HP（下記URL等）に掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事監視班

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

令和　　年12月31日現在

(1)登録番号	第　　号	(2)本籍地の属する都道府県名			
(3)登録年月日	西暦4ケタ　年　月　日	(4)生年月日	西暦4ケタ	年　月　日	
(5)氏名	ふりがな		(6)性別（任意）	□男　□女	
	氏名				
(7)現住所	郵便番号	－　　電話番号	－　－		
	都道府県	市区町村以降			
(8)メールアドレス		@			

主たる職業　((9)から(11)までの各項目について最も該当するもの一つの□に☑を記入すること。)

(9)業務の種類

※Ⅰ、Ⅱ又はⅥを選択した者は、【】の中の最も該当する一つを選択し、☑を記入すること。

□Ⅰ 産業動物診療【 □ⅰ牛 □ⅱ馬 □ⅲ豚 □ⅳ鶏 □ⅴその他 】
□Ⅱ 小動物診療【 □ⅰ犬 □ⅱ猫 □ⅲ小鳥 】
□Ⅲ Ⅰ及びⅡ以外の診療
□Ⅳ 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの
□Ⅴ 獣医学上の知識を必要としない業務
□Ⅵ 無職【 □ⅰ獣医系大学の大学院生 □ⅱその他学生 □ⅲその他 】

(10)業務の内容

※5又は10を選択した者は、5の【】の中又は10の【】の中の該当する分野を一つ選択し、☑を記入すること。

□1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者)
□2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事
□3 自ら往診のみによって診療の業務に従事(開設者又は法人代表者)
□4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事
□5 行政事務に従事(公務員)【 □ア 農林畜産 □イ 公衆衛生 □ウ 環境 □エ その他 】
□6 試験研究に従事(大学勤務を除く。)
□7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員)
□8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事
□9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員)
□10 その他の業務に従事【 □ア 製薬 □イ 飼料 □ウ その他 】

(11)勤務先

□01 診療施設 □02 農業協同組合 □03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合
□04 国 □05 都道府県 □06 市区町村 □07 独立行政法人 □08 国公立大学法人
□09 私立学校 □10 競馬関係団体 □11 民間企業 □12 公益法人、一般社団法人等 □13 その他

※04から06までのいずれかを選択した者は、aからfまでの一つを選択し、☑を記入すること。

□a.本庁等 □b.検査指導機関 □c.家畜保健衛生所等
□d.保健所等 □e.食肉衛生検査所等 □f.その他

(12)勤務先の名称	名称			
(13)勤務先の所在地	郵便番号	－　　電話番号	－　－	
	住所			

(14)業務経験（各項目について該当するものの□に☑を記入すること。）

①臨床経験（産業動物診療）	□有 □無	有の場合は年数を記入　年	②臨床経験（小動物診療）	□有 □無	有の場合は年数を記入　年

(15)防疫業務への協力	□可　□不可	(16)出身地（任意）	(都道府県)　□外国
(17)出身大学(任意)		(18)メールアドレス等の利用(裏面注意7関係)	□同意する □同意しない

裏面へ続く

（日本産業規格A4）

注意

1 (3)の登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)

2 (9)の業務の種類は、次のとおりとする。

一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。

二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。

三 Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。

3 (11)の勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。

二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。

三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。

4 (14)の臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。

5 (15)の防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。

6 (16)の出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を選択すること。

7 本届出書の利用目的は、次のとおりである。

一 農林水産省及び都道府県において、本届出書に記載した情報を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。

二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

四 届出を行った獣医師が居住する都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼等の送付に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

五 獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条ただし書の規定により届出が行われた場合に、農林水産省が、当該届出を行った獣医師の居住する都道府県の依頼に応じ、本届出書に記載した情報を当該都道府県に提供すること。